



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和6年5月16日
山形地方気象台

山形県の洪水警報・注意報の基準変更について

山形県の洪水警報・注意報について、令和6年5月23日(木)に発表基準を変更します。

山形県内の一部河川について、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の流路を実態に合わせて修正し、それを基に再計算した流域雨量指数・表面雨量指数と災害の関係から県内全市町村の洪水警報・注意報の基準を見直し、一部の市町村で変更します。

また、洪水キキクルで不自然な危険度の不連続が生じないように改善します。

今般の基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当する警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における防災対応をよりの確に支援できるよう改善します。

1 洪水警報・注意報の発表基準を変更する市町村

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、長井市、東根市、尾花沢市、山辺町、朝日町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町 (計 24市町村)

2 変更日時

令和6年5月23日(木) 13時

3 補足

新しい基準は、令和6年5月23日(木)13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)に反映します。

(1) 警報・注意報発表基準一覧表(山形県)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/yamagata.html>

(2) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問い合わせ先

山形地方気象台 水害対策気象官 會田

電話 023-622-0632